

社会福祉法人白老宏友会  
職員給与・臨時職員等賃金補足規程（物価手当）

（目的）

第1条 この補足規程は、急激な物価高騰による影響を一部緩和することを目的として単年度に限定した時限的な手当支給を行う。財源を処遇改善加算・ベースアップ等加算・特定処遇加算の及び自己財源とする。

（物価手当）

第2条 物価手当は、全職員（アルバイト、嘱託医を除く）へ支給する。額は次のとおりとする。

- （1）常勤職員（社会保険加入者）は月額 3,000円
- （2）非常勤職員（労働日数が雇用保険加入対象の者）は月額 1,000円
- （3）非常勤職員（上記以外の者）は月額 500円

2, その他

- （1）支給内容は次の通りとし対象条件の基準日を4月1日とする。
- （2）職員が休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日の期間、全日数にわたって出勤しないときは物価手当を支給しない。また、月途中で退職となった職員についても支給しない。

附 則

この補足規程は、令和5年4月1日より施行し、令和6年3月31日をもって廃止する。